

船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内で住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設等の設置又は工事等（以下「設置等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において雨水浸透ます等設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水浸透ます 住宅等の敷地内に降った雨水を地下に浸透させることにより、河川等への流出を抑制するとともに、地下水の涵養を図る施設をいう。
- (2) 雨どい取付型雨水貯留タンク 住宅等の屋根等に降った雨水を貯留することにより、河川等への流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる施設をいう。
- (3) 浄化槽転用雨水貯留施設 公共下水道への接続等により不用となる浄化槽を転用して、住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより、河川等への流出を抑制するとともに、庭木への散水等の水として活用できる施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、船橋市域内の一戸建ての住宅、共同住宅、長屋住宅、店舗及び事業所において、土地又は建築物を所有している者（法人及び個人事業者（事業を行う個人）を除く。）で当該土地又は建築物において雨水貯留浸透施設等の設置を行おうとするものとし、補助金の交付申請時に、市税を滞納していない者とする。ただし、市税の納付要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる雨水貯留浸透施設等（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準により設置等を行うものとする。

- (1) 雨水浸透ます 次に定める要件のいずれにも該当すること。
 - ア 船橋市雨水浸透ます設置指導基準第7条に定める「雨水浸透ます設

置可能区域図」において定める可能区域内の土地及び建築物に設置等を行うこと。

- イ 船橋市雨水浸透ます設置指導基準第6条に定める構造を標準とし、ます内径が300mm以上（角ますにおいては、内寸250mm×250mm以上）の浸透ますとするとともに、越流管が下流の排水管等へ接続されていること。
 - ウ 設置する基数は、船橋市雨水浸透ます設置指導基準第5条に定める数とすること。ただし、補助対象とする基数は、同基準別表に定める建築面積に応じた最小限の数とし、4基を限度とする。
 - エ 設置の位置は、雨水流出抑制に効果的で建築物及び隣地境界から相当程度離れた場所とすること。
 - オ 崖上及び擁壁により、1m以上の段差がある場合等、設置により周辺に崩壊等の悪影響を及ぼす恐れがないこと。
- (2) 雨どい取付型雨水貯留タンク 雨どい取付型の専用市販品（中古品、自作品は除く。）とし、設置した雨水貯留タンクの貯留容量が、50リットル以上であること。
- (3) 浄化槽転用雨水貯留施設 次に定める要件のいずれにも該当すること。
- ア 浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事であること。
 - イ 雨水の集水及び余水吐の配管工事であること。
 - ウ ポンプ及び水栓の設置に係る工事であること。
 - エ 工事の施工前に汚泥の汲み取り及び清掃をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。
- (1) 都市計画法に基づく開発行為において、住宅等の敷地内に設置の指導を受けた場合
 - (2) 既に補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設等を改造又は修理する場合ただし、以前に船橋市雨水浸透ます設置費補助金を利用し、雨水浸透ますを設置し、10年以上経過した場合は、この限りではない。
 - (3) 移転補償に伴う機能回復により雨水貯留浸透施設等を設置する場合
 - (4) 第6条に規定する交付申請をする前に、雨水貯留浸透施設等が設置され、又は発注されている場合
 - (5) 市長が雨水貯留浸透施設等の設置等を行うことが不相当であると認めた場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、経費から消費税（消費税及び地方消費税）を除いた額に次の表に定めるとおりとし、千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨

てるものとする。

区 分	内 容	補助額及び 限度額
雨水浸透ます 設置費のうち右記の 額を補助 補助は最小限の適正 基数、最大4基まで	・既存ます改修 (管経路を変更せず、既存通常ます を浸透ますに取替える工事)	限度額 80,000円/基
	・新設等 (新規にますの取付工事が必要な 場合で、浸透ますを選択する場合)	限度額 20,000円/基
雨どい取付型雨水貯 留タンク 設置費のうち右記の 額を補助	・雨水浸透ます(既存ます改修)と同時 に設置する場合	限度額 30,000円 /1申請
	・上記以外の場合	限度額 10,000円 /1申請
浄化槽転用雨水貯留 施設	設置費の3分の2に相当する額	限度額 100,000円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設等の設置等に
係る工事の着手前に船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付申請書(第1
号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 建築物の配置図に雨水貯留施設等の設置箇所を示した図面

(3) 雨水貯留浸透施設等構造図

(4) 見積書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、必
要があると認められるときは、現地調査を行い、補助金を交付すべきものと
認めたときは、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 交付の決定をする際の条件は、次のとおりとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象施設の内容の変更をしようとする場合

イ 補助対象施設の設置等を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助対象施設の設置等が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びそれに条件を付した場合はその条件を、船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第10条 交付決定者は、第8条第1項第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合は、着手前に変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の配置図に雨水貯留施設等の設置箇所を示した図面

(2) 雨水貯留浸透施設等構造図

(3) 見積書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象施設の設置等が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市雨水浸透ます等設置実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 工事写真

(2) 領収書（原本）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による報告の内容を審査及び現地調査等により補助対象施設の設置等が完了したと認めたときは交付決定者に対し、船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により補助金の交付確定を通知するものとする。

(請求の手續)

第12条 交付決定者は、交付確定通知書を受領した日から起算して14日以内に、船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金請求書（第6号様式）を市長に

提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき、又は市長の付した条件に従わなかったとき。

(3) 補助金等の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(維持管理)

第15条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、定期的な点検・清掃等を行う等、雨水浸透ます等施設機能の維持のため適切な維持管理に努めなければならないとともに、市長から要請があった場合には、設置施設を確認させなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 当該補助金の交付を受けた者は、補助金を交付された施設の設置等を行った後、当該施設を10年以上存続させなければならない。この場合において、転居等に伴い当該施設を第三者へ譲渡しようとするときは、その第三者に対し、存続の必要があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第17条 市長は、雨水浸透ます等施設の設置等について必要な技術上の指導助言を行うものとする。

(関係書類の整備)

第18条 当該補助金の交付を受けた者は、当該補助金交付事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかななければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

経過措置

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、様式第6号については、令和4年9月28日から施行する。